

相模原支部に合議制の導入を求める決議

臨時総会開催

3月2日、神奈川県民ホールにおいて、臨時総会が開催された。

開会に先立ち、司法研修所で民事弁護教官を務めた安達信会員及び、刑事弁護教官を務めた妹尾孝之会員からそれぞれ活動報告がなされた。続いて二川裕之会長（当時）から、開会宣言及び挨拶がなされた。

第1号議案（神奈川県弁護士会会則一部改正の件）

総会及び常議員会につき、会の指定した会場からオンラインで出席を認めるもの。指定会場は支部会館を想定しているとの説明がなされた。

将来的に各会員の事務所等を指定することが可能かとの質問がなされ、これに対し、理論上は可能だが、秘密保持等の問題があるため事実上は難しいとの回答がなされた。

第2号議案（神奈川県

議案についての質問に答える二川会長（当時）

弁護士会選挙規程（会規第十九号）一部改正の件）

選挙管理委員会の人数を追加し、また立候補届出場所として支部会館も可能とするもの。

質問や意見等は出ず、全会一致で可決承認された。

第3号議案（会長・副会長の報酬に関する会規（会規第五十九号）一部改正の件）

第4号議案（日本弁護士連合会副会長に就任した会員に対する活動費の支給等に関する暫定措置会規（会規第三十九号）一部改正の件）

この両議案は、関連するとしてまとめて説明がなされた。

会長・副会長報酬に関し、年金事務所から社会保険の対象となる可能性が指摘されたが、社会保険の対象となると、国民年金基金に加入していた場合に脱退を余儀なくされ、将来の年金額の減少の不利が生じる。

ただし、不利益の程度は個人の状況により異なる。そこで、会長の報酬受領を選択制に改正し、合わせて会長が兼務することが多い日弁連理事に対する報酬の新設を行うものと説明された。

想定した最大の年金減少幅についての質問がな

され、年20万円程度との回答がなされた。

日弁連理事業務の負担、会長業務の負担等についての質問がなされる

とともに、日弁連理事負担について現職理事からの意見も出された。

第3号議案は、圧倒的多数の賛成により可決承認された。

第4号議案は、全会一致で可決承認された。

第5号議案（神奈川県弁護士会刑事弁護人等の推薦等に関する会規（会規第四十七号）一部改正の件）

成人年齢引下げに伴う少年法改正に合わせ、用語の明確化を行うもの。

質問、意見は特になく、全会一致で可決承認された。

第6号議案（横浜地方裁判所相模原支部に合議制導入を求める決議の件）

横浜地方裁判所相模原支部に合議制導入を求める決議であり、総理大臣、法務大臣、最高裁判所、横浜地方裁判所に決議を伝達する予定であることが説明された。

合議制導入の設置権者についての質問がなされ、横浜地方裁判所の裁判官会議の決定によるものであるとの回答がなされた。

通常総会開催（予定）のお知らせ

日時 2022年6月7日（火）
場所 神奈川県民ホール（小ホール）（予定）



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

3年ぶりの

新理事者就任披露懇親会

賛成の立場から、複数の意見が出された。

字句修正の上、全会一致で可決承認された。

第7号議案（綱紀委員会委員及び予備委員選任の件）

任期が満了する綱紀委員会委員及び予備委員につき、それぞれの後任を選任するもの。

全会一致で可決承認された。

全議案の決議終了後、

任期が満了する綱紀委員会委員及び予備委員につき、それぞれの後任を選任するもの。

会長から、閉会の挨拶がなされ、その後、2月16日付会長談話についての中間報告が行われ、臨時総会は閉会した。

（会員 西雄一郎）

所信表明する高岡執行部

体的には、入口での検温・消毒、参加人数の制限、着席スタイル、自席からの移動原則禁止、座席間のディスタンスの確保、さらには隣席との会話すら断絶するような大きなアクリル板を設置し、感染症に対して万全の対策がとられた。

また、プログラムも新旧執行部ゆかりの会員からの挨拶や、オペラ歌手による歌唱といった例年と異なるものとなった。

高岡俊之会長による所信表明演説がなされた。

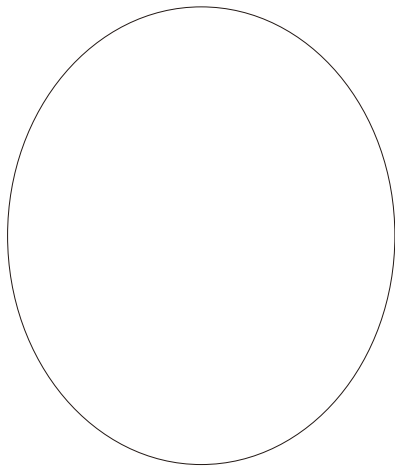
今回はコロナ禍の影響により3年ぶりの開催であり、その開催形式は従来と大きく異なった。具

山ゆり

多肉植物というものをご存知だろうか。実家の母が最近ハマっているという▼いわゆるサボテンのことかと思ったが、調べてみると、多肉植物とは葉や茎、根に水分を蓄える性質を持つ植物の総称で、サボテン以外にもたくさんの種類があり、その数は1万種を超えるとのこと。育てやすいものが多く、手頃な値段という点もあり、近年ブームになっているらしい▼送られてきた写真には、手の平サイズの植木鉢がズラリと並べられ、一つ一つに緑や赤の小さなぷっくりした葉が連なった植物が植わっている。あるものはバラの花のよう、あるものはゼリービーンズのお菓子のよう、それぞれに個性がある。確かにコレクションしたくなる▼このネット時代、自分のコレクションを動画で披露する人も多いそうだが、奮発して購入した多肉植物が枯れかけたりすると大騒ぎするそう、その一喜一憂ぶりがまた楽しいらしい▼私も母からブロンズ姫という種類の株を少し分けてもらった。ブロンズ姫は、秋には紅葉したり、成長して茎が伸びると植木鉢からはみ出した「暴れブロンズ姫」になるらしい▼今後のブロンズ姫の観察を楽しみにしているところである。

（小川 友深）

お世話になります。48期の島崎友樹です。本年度第1回常議員会において常議員会議長に選任されました。過去二か年度、



議長 島崎 友樹

常議員を経験しています。数は1726名です。そして、この間、社会において弁護士活躍が期待される領域は大きく拡大しました。一方、本年度の常議員は僅か37名です。常議員会は、総会に次ぐ会の意思決定機関ですが、私は、いま、様々な考えや仕事・背景などを持つ多くの会員の意見を如何に丁寧に少数で構成される常議員会で集約することができるか、という事に思いを巡らせています。

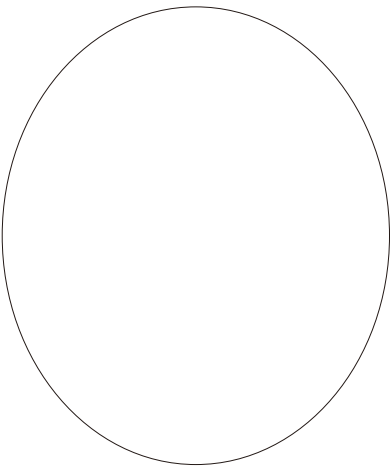
多様な多数の意見を十分に集約して意思決定しその決定をしつかりと実現するためには、課題について事前に十分な検討をしていただくこと(①)、議場において活発に意見を交わし決定すること(②)、その決定を事後的に会員間で十分に情報共有すること(③)が欠かせません。

①については、副議長と協力して、常議員会開催前に全会員に向けて次回議題を効果的にお知らせすることができるよう十分に集約して意思決定しその決定をしつかりと実現するためには、課題について事前に十分な検討をしていただくこと(①)、議場において活発に意見を交わし決定すること(②)、その決定を事後的に会員間で十分に情報共有すること(③)が欠かせません。

常議会を通じて多くの会員の「意見」を

常議員会 正・副議長あいさつ

活発な議論ができる常議会に！



副議長 熊澤 美香

今年度の常議員会副議長に選任していただきまして58期の熊澤美香です。これまでいくつかの委員会活動してきました

が、常議員会には委員会提案議題の説明要員として2回出席したことがありますが、ただでいいです。昨年年度の説明要員として、そんな興味本位で、委員会でお世話になっていて、多くの常議員の方々(期を問わず)が、議案を事前に丁寧に検討した上で、ご自身の意見を積極的に発言される様子を目の当たりにして、「私も常議員をやってみよう」と思いました(やはりお互いの顔を見ながら活発に意見交換をすることは何物にも代えがたい価値のあるものだと思っています)。

今年度の常議員の当選者を見て、少し残念だったことは、昨年度と違って女性が少ないことでした。私のことをご存知の方

せすることができるようになりたいと考えています。なお、常議員会の招集通知発送と同時期に、会員専用ホームページの「お知らせ」に次回常議員会の議題が掲載されます。会員のみなさんは是非チェックしてみてください。多くの会員において、期、委員会及び支部などの様々な機会を通じて事前に意見交換していただき、最寄りの常議員に意見を委ねていただくことも可能でしょう。



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 33 「電子署名」と「電子認証」 その3

ら、より強い法的効力を求めるのであれば当事者型、信頼できる相手方との取引であれば事業者署名型・立会型にする、といった使い分けをするといいたい。電子契約サービスの中には両方を自由に選べるものもあるので、予めそのようなサービスを選んでおくのもよいでしょう。

難しい論点ですが、一般的には、事業者が取得した電子署名であつても、事業者の意思が介在せず、利用者の意思のみに基づいて暗号化されたことが担保されているならば、本人が行った電子署名と評価されると考えられています。

(会員 内山 浩人)



前回はPDFファイルに電子署名を行う方法をご紹介しましたが、今回は、利用者が揃っている電子契約についてご紹介したいと思います。ここでは電子署名が活躍します。

電子契約には、契約の当事者がそれぞれ電子証明書(署名鍵)を取得する方法(当事者型)と、契約当事者以外の第三者(電子契約サービス提供者など)が電子証明書(署名鍵)を取得し、それを契約当事者が利用する方法(事業者署名型・立会型)があります。

より安全な取引を行いたい場合、特に本人確認の信用性を高めたい場合は、当事者型の電子契約を利用するのがよいです。ただし、この方法では、契約の相手方も電子証明書を準備しなければならず、相手方に事前の手間をかけてしまう点が煩雑で、相手方の費用負担もあるので、相手方の協力が必要になってきます。

他方、事業者署名型・立会型の電子契約は、本人確認の厳格性が当事者型より少し劣ります。もっとも、当事者が直接認証機関の電子署名を取得する必要がないことから、契約の相手方に事前準備の手間や費用負担をかけず、スピーディーな契約が期待できます。

司法から見た神奈川の150年 第10回

関東大震災と神奈川の被害

神奈川県民にとり、大正12年9月1日の関東大震災の被害は甚大であった。当時の人口が137万人余りであった神奈川県の死者は2万9614人に、人口44万人余りであった横浜市の死者は2万1384人に及んだ(ちなみに、東日本大震災の死者は1万5900人であった(警察庁発表より))。

江戸時代の埋立地である関内や伊勢佐木地区の地盤は脆弱で、木造家屋のほとんどが倒壊した。横浜市内297カ所出火・延焼し、市内の8割が被害を受けた。

川崎町堀之内にあった富士瓦斯紡績会社川崎工場は19棟が全焼し154人が死した。川崎大師平間寺では、本堂と仁王門、不動堂を除くすべて

が崩壊し、門前の商店も全焼した。

横須賀では地震による全壊建物7227戸、市の中心部の火災で4700戸が焼失したほか、軍港に貯蔵中の重油が流出した後引火し、港の内外は文字通り火の海となった。

鎌倉町では多くの建物が全壊したほか地震から20分後に襲来した津波によって材木座、長谷、坂の下など113戸が流出した。

厚木では1019戸の内505戸が全壊し、270戸が半壊したほか、火災により中心部244戸が全半焼し、町は壊滅状態となった。

藤沢は市街の建物の8割が全半壊し、平塚では駅から国道1号線に至る民家がほとんど全半壊

し、相模紡績会社では7棟が全壊し、煉瓦塀の下敷きになって165名が犠牲になった。

小田原や真鶴の建物はほぼ全壊し、更に火災により壊滅的な被害を受けた。

足柄上地区は断層破壊が最初に起こったと考えられており、瞬間的に大きな地震動があったことから、建物被害も人的被害も大きかった。

横浜地方・区裁判所の庁舎(北仲通5丁目11番地。明治23年3月10日新築の煉瓦造2階建)は崩壊焼失し、末永横浜地方裁判所所長ほか判事検事11名、司法官試補8名、弁護士12名が死亡した。

「横浜地方裁判所震災略記」(昭和10年)によると、民事事件は地方・区裁判所とも震災により

ができなくなるので、重要なステップである。論告を想定する際の手掛かりとしては、公判前整理手続に付されている事件であれば、証明予定事実記載書があり、証拠等関係カードの立証趣旨欄も、検察官が何を考えているのかを知るのに役立つ。

また、これらの記載が不明瞭であれば、求釈明を活用することも重要である。これらの手掛かりに加え、最終的には自らの視点で事実を検討した結果を踏まえ、論告を想

定する。この際、想定される論告の骨子を文章化するだけではなく、証拠構造を図(チャート図)にしてみると、頭の中を整理し、考察を深めるのに役立つはずである。

論告の想定を終えたら、次は④「どこを、どう争うのか」を考える。検察官の立証を争う方法は、直接証拠の証拠能力・証明力を争う、間接事実の存在を争う、間接事実の存在は争わず、当該事実が存在することを前提にその推認力を争う、消極的間接事実を提出する、要証事実の存在を否定する直接証拠を提出する、という五つに整理で

定する。想定した論告(証拠構造図)を見ながら、どこを、どう(五つの方法のいずれで)争うのかを考えていくのであるが、ここが弁論の成否を決めるポイントともいえるので、徹底的に考え抜く必要がある。ここで重要なのは、個々の争い方が証拠と事実に基づく説得的なものといえるかということに常に自問自答すること、些末な論点に囚われて「木を見て森を見ず」という状態に陥らないようにすることである。

紙幅の都合上、次回も引き続き想定弁論の作成手順について紹介する。

テレビを見ていた3歳の息子に「あの車はなに？」と聞かれて、おもわず口ごもった。画面に写っていたのは戦地となつたウクライナの大地を、土煙を立てながら列をなして進むロシア軍の戦車。興奮する息子の目には「かっこいい車」としか映っていないのだらう。人の命を脅かす兵器なのだと、どうやって幼子に説明すればいいのだろうと悩み、結局何も言えなかった。

恥ずかしながら記者になる前は、目の前にある事実をそのまま伝えるのがメディアの役割だと思っていた。しかし、視聴者・読者にとって親しみのない話題では、そこに記者の見方を加えなければ、時に

誤った方向に誘導することがある。2016年にフィリピン大統領選挙を取材した。名門出身の一人、ドゥテルテ氏をメディアは泡沫扱いした。しかし、ドゥテルテ氏は貧困層から熱烈な歓迎を受け、大統領になった。当選は世界中で驚きをもつて受け止められたが、現地の記者が彼の奇抜なパフォーマンスだけでなく、富裕層に対する庶民の怒りに目を向けて報じていれば、誤導することはなかっただろう。

戦車に目を輝かせる息子に、今度は丁寧に伝えてあげよう。見た目に立派なこの車は一体どこに向かうのか、大砲は何のためか。何度でも、分かりやすく、自分の目線で。この仕事もきっと同じだ。

(共同通信社 立田 成美)

刑事弁護修習の最前線

～20年目の司法修習～

「刑弁起案」

想定弁論

その3

会員 妹尾 孝之

前回に引き続き、想定弁論の具体的な作成手順について紹介する。

①証拠の収集と②事実の検討を終えたら、次は、③論告の想定(検察官の立証構造の把握)を行う。

また、これらの記載が不明瞭であれば、求釈明を活用することも重要である。これらの手掛かりに加え、最終的には自らの視点で事実を検討した結果を踏まえ、論告を想

定する。この際、想定される論告の骨子を文章化するだけではなく、証拠構造を図(チャート図)にしてみると、頭の中を整理し、考察を深めるのに役立つはずである。

論告の想定を終えたら、次は④「どこを、どう争うのか」を考える。検察官の立証を争う方法は、直接証拠の証拠能力・証明力を争う、間接事実の存在を争う、間接事実の存在は争わず、当該事実が存在することを前提にその推認力を争う、消極的間接事実を提出する、要証事実の存在を否定する直接証拠を提出する、という五つに整理で

定する。想定した論告(証拠構造図)を見ながら、どこを、どう(五つの方法のいずれで)争うのかを考えていくのであるが、ここが弁論の成否を決めるポイントともいえるので、徹底的に考え抜く必要がある。ここで重要なのは、個々の争い方が証拠と事実に基づく説得的なものといえるかということに常に自問自答すること、些末な論点に囚われて「木を見て森を見ず」という状態に陥らないようにすることである。

紙幅の都合上、次回も引き続き想定弁論の作成手順について紹介する。

創立150年会史編纂WT 会員 間部 俊明

また、これらの記載が不明瞭であれば、求釈明を活用することも重要である。これらの手掛かりに加え、最終的には自らの視点で事実を検討した結果を踏まえ、論告を想

定する。この際、想定される論告の骨子を文章化するだけではなく、証拠構造を図(チャート図)にしてみると、頭の中を整理し、考察を深めるのに役立つはずである。

論告の想定を終えたら、次は④「どこを、どう争うのか」を考える。検察官の立証を争う方法は、直接証拠の証拠能力・証明力を争う、間接事実の存在を争う、間接事実の存在は争わず、当該事実が存在することを前提にその推認力を争う、消極的間接事実を提出する、要証事実の存在を否定する直接証拠を提出する、という五つに整理で

定する。想定した論告(証拠構造図)を見ながら、どこを、どう(五つの方法のいずれで)争うのかを考えていくのであるが、ここが弁論の成否を決めるポイントともいえるので、徹底的に考え抜く必要がある。ここで重要なのは、個々の争い方が証拠と事実に基づく説得的なものといえるかということに常に自問自答すること、些末な論点に囚われて「木を見て森を見ず」という状態に陥らないようにすることである。

紙幅の都合上、次回も引き続き想定弁論の作成手順について紹介する。

人生100年時代の“プラス年金”

自営業・フリーランスのみなさんにプラス!



わたしも入っています。後者

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。※前払年金が支払った場合は、後払年金が支払われます。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>

神奈川県弁護士会のSDGs——第3回



How About ADR? 9
当会ADRを
ご利用ください!

当会紛争解決センターの和解あつせん手続(ADR)は、当会所属の弁護士が和解あつせん人となり当事者の話し合いによる解決を図るものであり、調停の民間版のようなものです。しかし、どのような事案がADRに向いているのか、調停と何が違うのか、よく分からないので、とりあえず調停を申し立てている方も多いためと思われま

第三者を介しての話し合いによる解決が望まれる事案の場合、調停にするかADRにするかの判断は難しいですが、以下のような三つの場合には、私は、迷わず当センターの利用を勧めています。一つ目は、法律専門家の関与が必要不可欠であると思われるものの、事情により代理人が就くことができない事案です。法律専門家を関与させることによって適切に紛争を解決する必要性は大きいと思われるので、弁護士が必ず和解あつせん人となる当センターを安心

して紹介することができ

二つ目は、迅速な解決が必要な事案です。関係者の予定さえ合えば、第1回期日や次回期日を1か月以内に設定することも可能であり、調停に比べて早期の解決を期待することが出来ます。また、あつせん人が法的知見に基づき当事者を強く説得してくれる事案も多いためか、和解成立に至るまでの平均期日回数は2・8回(直近3年間のデータ)と、スピード解決が図られています。

三つ目は、申立て段階

では具体的な解決の方法を示さず、相手方の主張も聴きながら話し合いを通じて妥当な解決を図っていきたいという事案です。近隣紛争などではこのようなニーズが高い事案が多いかもしれませ

合、申立ての趣旨としては「相当な解決を求める」と記載してもらえれば結構ですし、申立ての理由には必要最小限の事情だけ書いてもらえれば十分です。

当センターでは、昨年度、災害の被災者が利用しやすい災害ADR、W

EBや電話での手続参加が可能となるリモートADRを相次いで立ち上げました。さらに、現在の算定方法では成立手数料の実際の金額が予測しにくいという問題を解消するため、成立手数料の算定方法を大きく見直す方向で検討しています。

ますます当センターは利用しやすいからですので、紛争解決手段の一つの選択肢としてぜひご検討ください。

(紛争解決センター運営委員会 委員長 堀口 憲治郎)

3月16日、会内セミナー「弁護士会・法律事務所とSDGs」がZOOMウェビナーにて開催された。

冒頭、二川裕之会長(当時)から、当会におけるSDGsへの取り組みや弁護士・弁護士会の取り組みをSDGsに関連付けることの意義などが熱く語られた。

続いて、消費者問題対策委員会委員長の西本晚

革)におけるSDGsの議論状況について、公害・環境問題委員会の鈴木洋平会長から「公害・環境問題委員会の活動とSDGs」についての報告があり、宇田川集会員からSDGsを意識した事務所経営についての提案がなされた。

その後、高岡俊之会員、安藤肇会員及び宇田川集会員の3名による座談会「弁護士とSDGs、今後の展開」が開催された。2022年度会長就任が決まっている高岡俊之会員からは、自身のLGBTs活動での経験を踏ま

え、人権擁護に尽力してきた弁護士・弁護士会は、SDGsのリーダーであるとの見解が示された。

筆者は、2018年にウィーンで開かれた国際会議に参加する機会を得た。会場となった国連事務局建物内には至る所にSDGsのプレートが掲げられ、会議ではSDGsを前提にした議論がなされていた。

もともとSDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅などを目標に掲げたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として国連が採択したものであり、

その内容のみならず経緯からしても基本的人権の擁護を根幹にしている。そうであるなら、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としてきた我々弁護士が「誰一人取り残さない」社会の実現に向けてSDGsの精神を社会に伝え実践していくことは極めて自然であるし、我々の活動を「世界の共通言語」であるSDGsの文脈で発信する意義は大いにある。

これらの必要性や有用性は、二川前会長や高岡会長も認めるところであり、今回の会内セミナーは、これから当会がSDGs活動を本格化させるうえでのキックオフとして意義深いものであった。(会員 村松 剛)

いよいよ本格始動！
当会のSDGs

その内容のみならず経緯からしても基本的人権の擁護を根幹にしている。そうであるなら、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としてきた我々弁護士が「誰一人取り残さない」社会の実現に向けてSDGsの精神を社会に伝え実践していくことは極めて自然であるし、我々の活動を「世界の共通言語」であるSDGsの文脈で発信する意義は大いにある。



桜の季節に飾りたい
有終の美

第74期司法修習生 渡邊 泰士

夜一人で外食を済ませる。お会計を頼む時には、指をクロスさせるなどして「締め」で、と伝えればそれで通じる。人で賑わう飲み屋でお会計を済ませ、みんなで二次会に向かう、そんな光景が少し遠く感じられる。

そういえば、と思い出す。不思議なことである

が、数年前訪れたミャンマーでも「シメ」とは日本と同様にお会計のことを指し、それで通じた。ふとした瞬間に、それに紐付いた記憶が自然と蘇る。

気付けばネットフリックでなくTeamsにも親しみを覚え始めた頃、集合修習は終わりを迎えた。起案の時のみ和光に向き、それ以外は専ら各自の自宅でオンラインによってカリキュラムが進められていく。そんな「集合」修習が過ぎ、晴れて選択型実務修習の期間を迎えることができた。ようやくホームグラウンドを選択した修習先で修習を受けることができる、自宅以外で修習を受けられるのだ。

旅行も憚られるような機運もある中、幸いにもこの修習の一環で、大阪に行く機会に恵まれた。目から耳から入ってくる情報がどれも新鮮に感じられた。机上で学んだ内容を実際に現場で見聞きすることで、知識が肉付するのだ。

このまま試験勉強に努め、無事に3月末の一番を乗り越え、めでたく修習を「締め」くくり、桜でも見に気ままに旅行に行ける日々を迎えられたらと思う。

例年用意されていたという観光ツアー等はなかったものの、限られた機会の中でも名物を堪能でき、修習先の方々や各地から集った修習生との交流も思い出深い。

これからようやく桜の季節を迎える。選択修習も終わりが近づき、二回試験がすぐそこまで迫ってきている。机に向かう中でも、そこに書かれた内容に紐付いた、修習先での記憶が蘇る時がある。知識がより定着しているような感覚である。願わくは感覚などではなく、試験で活かせる知識として確実に定着してほしい。

編集後記

新年度が始まって1か月ほどが経った。街ゆく新社会人・新入生の凛々しさに、こちらも自然と背筋が伸びる。初心を思い出させてくれるこの季節が好きである。

- デスク 早川 和孝
記者 西 雄一郎
中島 慶子
高橋 健二
田淵 大輔
菅沼 大
小川 友深

数年前のミャンマーにて